第24号
PIWU
2014年8月1日

郵政産業ユニオン TOKYO・NEWS

● 発　　行 ●
郵政産業労働者ユニオン
東京地方本部
発行責任者　　鵜島　一広
〒104－0031
中央区京橋3-6-3
京橋通郵便局 5F

有期雇用だからと差別は許されない！

原告 期間雇用社員 3名が堂々と証言

7月3日、マスコミも注目する中、労働契約法20条裁判の第1回口頭弁論が東京地裁で行われました。
この日は、早朝から郵政本社前で宣伝、その後、東京地裁前でも宣伝し、「有期雇用であることを理由に差別的取り扱いは許されない！」、「労働契約法20条を守れ！」と訴えました。

内外から注目される裁判だけに、組合員をはじめ、全労連、全労協傘下の組合員など100名がそれぞれの行動に参加し、「2000万人非正規労働者全体の問題」としてたたかう意思が示されました。

仕事と格差 実態を証言

この日の法廷では、3名の原告がそれぞれ意見陳述を行いました。

原告の浅川は、「期間雇用社員が原告になることは、『雇止め』の恐怖を乗り越えなくてはならない」との心情を語り、「心強い労働組合、弁護士の力強い後押しもあり裁判に踏み切り、裁判を通じて実態を広く知ってもらいたい」と堂々と意見陳述しました。

原告の宇田川さんは、「正社員と同じ制服で働き、お客様からは正社員か期間雇用社員か見分けはつかず、仕事の内容も責任も正社員と変わらない」「日曜・祭日は勿論、元旦もお盆も働き、時には電話で呼び出されることもある」と勤務実態を示し、にもかかわらず「年収の差は正社員の3倍近くあり、正社員にはある夏季や冬季休暇、年末年始に働いても手当は出ない」「正社員には90日の病気休暇があるのに期間雇用社員には10日間でしかも無休です」と格差の実態を明らかにしました。

原告の藤井さんも、深夜に郵便物の区分けをしている郵便内務作業を説明したうえで「深夜に一日7時間・週35時間の契約だが、実際は超勤で、実質正社員と同じ週40時間を働いている」と告発し、「正社員と同じシフトに組み込まれ、同じ労働時間で仕事をしているのに正社員にある手当が私たちになく、あっても低い」「正社員と期間雇用社員の格差を是正する判決をお願いします」と堂々と証言しました。

裁判の報告集会で、「この裁判は、日本に働くおおくの有期雇用社員に希望と勇気を与えるもの」と裁判の意義を訴え、法廷に入れなかった人たちにも支援を要請しました。

6月30日、大阪、兵庫、広島でも9名の期間雇用社員が、正社員との格差を禁じた労契法20条違反であると大阪地裁に提訴しました。